

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。ただし、電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等からなる原需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に特例区域等がある場合で、ロ(イ)に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等のお客さまから、急速充電設備等を新たに使用する（この特別措置の適用の申出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この特別措置の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が次のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定

める特例設備以外の負荷設備があること。

- (ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。
 - a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。
 - b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- (ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- (ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、58（一般供給設備の工事費負担金）または59（特別供給設備の工事費負担

金)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ(工事費の負担)の適用については、59(特別供給設備の工事費負担金)の場合に準ずるものといたします。

3 口座振替により料金を支払われるお客さまについての特別措置

(1) 適用条件

従量電灯として電気の供給を受けるお客さまで、次のいずれにも該当する方法により料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、この特別措置の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

イ お客さまが指定する金融機関口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替えること(以下「口座振替」といいます。)。ただし、当社が、口座振替の結果を当社所定の様式により毎月継続して郵送でお知らせする場合を除きます。

ロ 口座振替が支払義務発生日から当社の指定する1回目の振替日で完了すること。

ハ 前月の検針日において、支払われていない料金(当該検針日に支払義務が発生する料金を除きます。)がないこと。

(2) 契約の成立

口座振替割引は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関が所定の手続きを完了したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は、契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) 料 金

イ 各月の料金は、前月の料金を(1)に定める支払方法により支払われた場合には、従量電灯によって料金として算定された金額からロの口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし、前月に契約種別の変更があった場合は、割引いたしません。

ロ 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次の金額といたします。

なお、口座振替割引額は、従量電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。

1 契約につき	55 円 00 銭
---------	-----------

4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

- (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

5 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気特定小売供給約款附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定め
ます。

(2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算
定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネ
ルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
最 初 の 30日まで	4,347円87銭	6,095円35銭	9,499円63銭	12,951円05銭	2,127円70銭
30日をこえる 1日につき	32円34銭	43円10銭	88円61銭	136円49銭	55円08銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が
27,100円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費
調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定され
た平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて
算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、
次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
1日につき	27銭2厘	54銭2厘	1円08銭6厘	1円62銭8厘	54銭2厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、契約使用開始日およびその各月の応当日といた
します。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

6 この供給約款の実施にともなう切替措置

Ⅷ（工事費の負担）に定める工事費負担金等については、当該需給契約の需給開始日（60〔供給設備を変更する場合の工事費負担金〕の場合は、工事完成日といたします。）が2019年10月1日以降であるものから、この供給約款を適用いたします。

7 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から需給契約が継続し2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

- (1) Ⅲ（契約種別および料金）の料金率については、15（定額電灯）(4)、16（従量電灯）(1)ニもしくは(2)ホ、17（臨時電灯）(1)ハ、(2)ロもしくは(3)ロ、18（公衆街路灯）(1)ロ、(2)ロもしくは(3)ハ、19（低圧電力）(5)、20（臨時電力）(3)または21（農事用電力）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 定額電灯

(イ) 需要家料金

1 契約につき	75円 60銭
---------	---------

(ロ) 電灯料金

10ワットまでの1灯につき	71円 93銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	107円 14銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	177円 55銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	247円 97銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	388円 80銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	388円 80銭

(ハ) 小型機器料金

50ボルトアンペアまでの1機器につき	193円 74銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	320円 51銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	320円 51銭

ロ 従量電灯

(イ) 従量電灯A

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	334円 82銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	19円 95銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円 33銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円 76銭

(ロ) 従量電灯B

a 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	388 円 80 銭
---------------------	------------

b 電力量料金

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 59 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 82 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23 円 77 銭

ハ 臨時電灯

(イ) 臨時電灯 A

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7 円 45 銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	14 円 90 銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	14 円 90 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	149 円 00 銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	149 円 00 銭

(ロ) 臨時電灯 B

最低料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで	585 円 94 銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	31 円 63 銭

(ハ) 臨時電灯 C

a 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	432 円 00 銭
---------------------	------------

b 電力量料金

1 キロワット時につき	26 円 15 銭
-------------	-----------

ニ 公衆街路灯

(イ) 公衆街路灯 A

a 需要家料金

1 契約につき	68 円 04 銭
---------	-----------

b 電灯料金

10ワットまでの 1 灯につき	64 円 26 銭
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	96 円 12 銭
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	159 円 84 銭
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	223 円 56 銭
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	351 円 00 銭
100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	351 円 00 銭

c 小型機器料金

50ボルトアンペアまでの1機器につき	174円 30銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	288円 11銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	288円 11銭

(ロ) 公衆街路灯B

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	296円 43銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	18円 95銭

(ハ) 公衆街路灯C

a 基本料金

契約容量1キロボルトアンペアにつき	356円 40銭
-------------------	----------

b 電力量料金

1キロワット時につき	16円 36銭
------------	---------

ホ 低圧電力

(イ) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,058円 40銭
---------------	------------

(ロ) 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	14円 35銭	12円 90銭

へ 臨時電力

(イ) 定額制供給の場合

契約電力1キロワット1日につき	181円 93銭
-----------------	----------

(ロ) 従量制供給の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円 54銭	15円 81銭

ト 農事用電力

(イ) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	615円 60銭
---------------	----------

(ロ) 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	9円 97銭	8円 92銭

(2) 附則3（口座振替により料金を支払われるお客さまについての特別措置）

(3)の料金率については、附則3（口座振替により料金を支払われるお客さまについての特別措置）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

1契約につき	54円 00銭
--------	---------

(3) 附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）

(2)の料金率および基準単価については、附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 料金率

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
最 初 の 30日 まで	4,268 円 82 銭	5,984 円 53 銭	9,326 円 91 銭	12,715 円 57 銭	2,089 円 01 銭
30日をこえる 1日につき	31 円 75 銭	42 円 31 銭	86 円 99 銭	134 円 01 銭	54 円 08 銭

ロ 基準単価

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
1日につき	26 銭 7 厘	53 銭 2 厘	1 円 06 銭 6 厘	1 円 59 銭 8 厘	53 銭 2 厘

(4) 別表2（燃料費調整）(2)の基準単価については，別表2（燃料費調整）(2)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

電 灯	10ワットまでの1灯につき	63 銭 0 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 25 銭 8 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 円 51 銭 6 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 円 77 銭 6 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6 円 29 銭 2 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	6 円 29 銭 2 厘

小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円87銭9厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円75銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3円75銭8厘

(ロ) 臨時電灯 A

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭1厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	10銭2厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭2厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円01銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円01銭4厘

(ハ) 臨時電力

契約電力1キロワット1日につき	1円06銭6厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	2円43銭0厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	16銭2厘

(ロ) (イ)以外の場合

1キロワット時につき	16銭2厘
------------	-------

